

# 障害福祉関係ニュース 平成28年度9号

(障害福祉制度・施策関連情報) 通算342号  
(平成28年10月7日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部  
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2  
新霞が関ビル内  
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428  
E-MAIL: [z-shogai@shakyo.or.jp](mailto:z-shogai@shakyo.or.jp)

## ◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

### 1. 障害福祉制度・施策関連情報

【前号掲載記事の訂正のご連絡】

- 1 障害福祉関係ニュース第341号「1. 社会保障審議会福祉部会（第19回）が開催される」…P. 1  
の掲載内容に誤りがありました。お詫び申し上げます。
- 2 生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会（第1回）が開催される …P. 2
- 3 社会福祉法の平成29年4月1日施行事項に係る政省令案のパブリックコメントについて～10月26日（水）までの期間で実施されています～ …P. 2
- 4 平成28年度 福祉ビジョン21世紀セミナーの開催 …P. 2
- 5 平成28年度公益財団法人創通育英財団奨学金のご案内 …P. 4

### 1. 障害福祉制度・施策関連情報

#### 1. 【前号掲載記事の訂正のご連絡】

障害福祉関係ニュース第341号「1. 社会保障審議会福祉部会（第19回）が開催される」の掲載内容に誤りがありました。お詫び申し上げます。

9月27日（火）にお送りしました障害福祉関係ニュース第341号の記載内容に誤りがございました。

9月26日（月）に開催された社会保障審議会福祉部会（第19回）の協議内容について報告した「1. 社会保障審議会福祉部会（第19回）が開催される」の中の、社会福祉充実残額の算定式に係る部分です。各社会福祉法人で改正社会福祉法への対応に係るご準備をいただくにあたり非常に重要な箇所での誤りであり、お詫び申し上げますとともに、大変恐縮ですが以下のとおり訂正をお願いいたします。

(4 ページ目 1 行目)

誤 (×) 平成 29 年末に算定式の係数について決定するとの説明がありました。

正 (○) 平成 28 年末に算定式の係数について決定するとの説明がありました。

## 2. 生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会（第1回）が開催される

厚生労働省は10月6日（木）に第1回「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」を開催しました。

この検討会は厚生労働省社会・援護局長による検討会としての位置づけであり、社会保障審議会での議論の前段として、生活困窮者自立支援法の附則に定められている三年後の見直し規定に基づき、今後の生活困窮者自立支援のあり方等についての論点整理を行うことを目的としています。

冒頭、定塚社会・援護局長より「本検討会では、生活困窮者自立支援制度が果たしている機能を一つひとつ丁寧に評価し、見直し、検討し、伸ばすべきところがないか見極めていくことを構成員の皆様をお願いしたい」との挨拶がありました。

平成6月2日に閣議決定された「1億総活躍プラン」では「子ども・高齢者・高齢者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる『地域共生社会』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。」とされており、地域における課題解決力強化・相談支援体制のあり方についても本検討会とは別途に検討会を開催することとされています。すなわち、地域住民が主体的に地域づくりに取り組む仕組みづくり等により地域共生社会の実現を目指す「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の地域力強化ワーキンググループ関連事項等として、「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会」が本検討会と並行して今月より開催されています。

生活困窮者自立支援のあり方は、地域共生社会づくりに向けたこうした分野横断的検討の核となる制度でもあることから、両検討会が密接に関連することを念頭に置きつつ検討を進めることとされています。

今回の第1回目の検討会では冒頭委員による自己紹介と座長の選任が行われ、本検討会座長に宮本太郎氏（中央大学法学部 教授）が選ばれました。

次回の検討会は10月24日（月）に開催予定です。

**[厚生労働省]ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 社会・援護局（社会）が実施する検討会等 > 生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会**

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=382987>

## 3. 社会福祉法の平成29年4月1日施行事項に係る政省令案のパブリックコメントについて～10月26日（水）までの期間で実施されています～

障害福祉関係ニュース第341号で第19回社会保障審議会福祉部会（9月26日開催）における協議内容について報告いたしました。部会の中では、改正社会福祉法の平成29年4月施行事項に係る政省令案のパブリックコメントを近日中に実施するとの説明が厚生労働省よりあったところですが、9月27日付で政省令案が公示されパブリックコメントが実施されています。意見募集期間は10月26日（水）

までです。

詳細は以下のURLにてご参照ください。

**社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案」に対する意見の募集について**

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495160187&Mode=0>

**「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案」に対する意見の募集について**

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495160188&Mode=0>

**4. 平成28年度 福祉ビジョン21世紀セミナーの開催**

全社協では、『『ともに生きる豊かな福祉社会』の実現に向けてのトップセミナー』をテーマに、「平成28年度福祉ビジョン21世紀セミナー」(旧称：社会福祉トップセミナー)を開催します。

本セミナーは、今後のわが国の経済と諸制度改革の動向についての課題や、全国各地にて援助・支援を必要とする人々、援助・支援の手が届いていない人々を支えていくための福祉活動や有機的なネットワークの実践について有識者から提言いただくとともに、各福祉領域において実践を積み重ねてこられているリーダーの皆様から、福祉組織が今後ともに取り組むべき道筋を發議していただき、その活動展開について考察する機会とすることを目的に開催するものです。

つきましては、下記等をご参照のうえ、積極的にご参加をご検討いただきますようお願いいたします。

1. 期 日	平成28年11月16日(水)・17日(木)
2. 会 場	全社協・灘尾ホール 〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
3. 対 象	① 社会福祉法人・社会福祉施設等の役員・幹部職員 ② 都道府県・指定都市・市区町村社会福祉協議会役員・幹部職員 ③ 社会福祉関係者、民生委員・児童委員、学識経験者 ④ 都道府県・指定都市、市区町村行政幹部職員
4. 参 加 費	15,000円
5. 定 員 数	200名 ※ 定員になり次第、締め切りとさせていただきます
6. プログラム	
	<b>第1日目：11月16日(水)</b>
	講演Ⅰ『経済政策からみえるこれからの社会保障～岐路に立つ社会保障制度(仮題)』 講師 駒村 康平 氏(慶応義塾大学経済学部 教授)
	講演Ⅱ『地域包括がもたらす未来/福祉人材確保・育成の展望(仮題)』 講師 二木 立 氏(日本福祉大学 学長)
	講演Ⅲ『共生社会構築に向けた取組みと課題(仮題)』

講師 厚生労働省 ※調整中

第2日目：11月17日（水）

シンポジウム『ともに生きる豊かな福祉社会構築のための実践活動と今後の取組課題(仮題)』

【シンポジスト】

今田 義夫 氏（日本赤十字社医療センター附属乳児院 院長／  
全国乳児福祉協議会 副会長）

山本 たつ子 氏（社会福祉法人天竜厚生会 理事長）

並木 香奈子 氏（日本医科大学 街ぐるみ認知症相談センター）

日下 直 和 氏（香川県社会福祉協議会 事務局次長）

【コーディネーター】

宮本 太 郎 氏（中央大学法学部 教授）

〔開催要綱ダウンロード〕

[http://www.shakyo.or.jp/news/20160831\\_vision21\\_01.pdf](http://www.shakyo.or.jp/news/20160831_vision21_01.pdf)

## 5. 平成28年度公益財団法人創通育英財団奨学金のご案内

様々な事情により進学が困難な青年たちを、経済的・精神的両面から応援するために設立された公益財団法人創通育英財団では、青年たちの可能性を広げ、将来社会に貢献し得る人材の育成を目的とした取り組みを進めるため、障害のある学生も対象とした奨学金事業を本年度より開始しました。

詳細については以下に記載しております。

### 奨学金の概要

対象者	<p>関東地方の大学・短期大学・専門学校に進学する以下の方 対象者の区分に応じA・Bの応募資格があります。 詳細は当該団体HP掲載の「平成28年度奨学金募集要項」を確認ください。</p> <p>〔 A. 児童養護施設等・里親家庭・ひとり親家庭等に暮らす学生 B. <u>障害のある学生</u> 〕</p> <p>〔障害のある学生の場合〕（条件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者手帳または特定疾患医療受給者証を保有していること</li> <li>○以下のいずれかに該当すること             <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校または特別支援学校高等部の在籍者または卒業生</li> <li>・高等学校卒業程度認定試験合格者（見込者を含む）</li> </ul> </li> <li>○大学・短期大学・専門学校に進学を希望する者であること</li> <li>○<u>関東地方※に進学すること</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>※茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県</li> </ul> </li> <li>○人物・学力ともにすぐれ、かつ向学心があること</li> <li>○日本国籍を有していること</li> </ul>
-----	---

障害福祉関係ニュース 平成28年度9号(28.10.7)

助成金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学への進学の場合 … 入学一時金 10 万円、月額 5 万円</li> <li>・短期大学・専門学校の場合 … 入学一時金 10 万円、月額 3 万円</li> </ul>
助成期間等	大学・短期大学・専門学校入学時から、正規の最短修業年限まで（最長 6 年間） ※返済の義務なし
助成採用人数	各年度 8 名程度
申込締切	<u>平成 28 年 10 月末日（必着）</u>
実施要項、 申請書（様式）	詳細は財団ホームページよりご確認ください。 <a href="https://www.sotsu-ikuei.or.jp/">https://www.sotsu-ikuei.or.jp/</a>
財団連絡先	〒105-6126 東京都港区浜松町 2 丁目 4 番 1 号 世界貿易センタービル 26 階 公益財団法人創通育英財団